

山口県報

平成21年
3月27日
(金曜日)

目次

規則	一
現業職員の給与の特例に関する規則(人事課)	一
山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(財政課)	一
山口県高齢者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(長寿社会課)	三
山口県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則(障害者支援課)	三
山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課)	三
山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則(畜産振興課)	四
告示	四
知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業に関する規程の一部改正(学事文書課)	四
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	五
水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示の一部改正(環境政策課)	六
水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示の一部改正(環境政策課)	六
水質汚濁防止法の規定に基づくりんの含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示の一部改正(環境政策課)	六
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)	六
家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)	九
保安林予定森林(美祿市)(森林整備課)	〇
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	〇
県道路線の廃止(道路整備課)	一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)	一
建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正(建築指導課)	二
公告	二
一般競争入札の実施(税務課)	二

一般競争入札の実施(情報企画課)	一三
公共測量の実施の終了(監理課)	一五
漁管委告示	一五
漁業法第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定による告示	一五
雑報	一六
争議行為の通知	一六



現業職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第十八号

現業職員の給与の特例に関する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年山口県規則第七十八号。以下「規則」という。)の適用を受ける職員(現業職員)の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山口県規則第七十八号。以下「現業職員給与改正規則」という。)の附則第八項の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と同項の規定による給料の額との合計額。以下同じ。)は、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、規則第四条から第六条の四まで並びに現業職員給与改正規則附則第七項及び第八項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に百分の一・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額、規則第四条から第六条の四まで並びに現業職員給与改正規則附則第七項及び第八項の規定により定められる額とする。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

「五万九千八百四十円」に、

「四千四百六十円」を

「四千五百九十円」に改め、同表

(十)の項中「六千四百円」を「六千五百九十円」に改め、別表第一の八の表を削り、別表第一の九の表中「四百四十円」を「六百二十円」に改め、同表を別表第一の八の表とし、別表第一中十の表を九の表とし、十一の表を十の表とする。

別表第二の一の項中「新生児管理料」を「妊産婦健康診査料、新生児管理料、新生児

聴覚検査料」に改め、同表六の項中

「知的障害者

援護施設使

用料」を

「障害者支援施設使用料」

に改め、同表七の項を次のように改める。

七 職業能力開発		
授業料	入学料	寄宿舎使用料
四月一日以後六月ごとに区分した各期間ごとに分納することとし、各期間の始めから二十二日以内とす。ただし、事情により月割額を分納することができるものとし、その場合にあつては、毎月二十二日までとする。	入学した日の属する月の二十二日まで	入舎の許可の日から二十二日以内

別表第二中八の項を削り、九の項を八の項とし、十の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県高齢者住宅整備資金貸付規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十号

山口県高齢者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則

山口県高齢者住宅整備資金貸付規則(昭和四十七年山口県規則第七十三号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の山口県高齢者住宅整備資金貸付規則の規定に基づく貸付金については、なお従前の例による。

山口県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十一号

山口県障害者住宅整備資金貸付規則を廃止する規則

山口県障害者住宅整備資金貸付規則(昭和六十二年山口県規則第三十四号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の山口県障害者住宅整備資金貸付規則の規定に基づく貸付金については、なお従前の例による。

山口県立職業能力開発学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十二号

山口県立職業能力開発学校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発学校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条第一項中、「一」を「い」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

(除籍)

第八条 校長は、訓練生が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除籍することができる。

- 一 正当な理由がなくて授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。
- 二 死亡し、又は行方不明になつたとき。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十三号

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則

山口県家畜精液譲渡規則(昭和四十一年山口県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中、「五百五十円」を「八百円」に、「千円」を「千二百円」に、「四百円」を「六百円」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。



山口県告示第百三十一号

知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業に関する規程(平成二十一年山口県告示第六百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

第二条中「収益事業(」の下に「当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。」を加え、同条第二号中「昭和二十三年法律第

百二十二号)」の下に「第二条第一項及び第四項から第十一項まで」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 自己の名義をもつて他人に行わせるもの
第三条中「平成五年総務庁告示第六十号」を「平成十九年総務省告示第六百十八号」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 A―農業、林業に分類される産業
 - 二 B―漁業に分類される産業
 - 三 C―鉱業、採石業、砂利採取業に分類される産業
 - 四 D―建設業に分類される産業
 - 五 E―製造業に分類される産業(小分類番号二七六 武器製造業に分類されるもの及びこれに関連するものを除く。)
 - 六 F―電気・ガス・熱供給・水道業に分類される産業
 - 七 G―情報通信業に分類される産業
 - 八 H―運輸業、郵便業に分類される産業
 - 九 I―卸売業、小売業に分類される産業
 - 十 J―金融業、保険業に分類される産業(小分類番号六七四 保険媒介代理業又は同六七五 保険サービス業に分類されるものに限る。)
 - 十一 K―不動産業、物品賃貸業に分類される産業(小分類番号六八一 建物売買業、土地売買業に分類されるもの及びこれに関連するものを除く。)
 - 十二 L―学術研究、専門・技術サービス業に分類される産業
 - 十三 M―宿泊業、飲食サービス業に分類される産業(細分類番号七六二一 料亭、小分類番号七六五 酒場、ピヤホール又は同七六六 バー、キャバレー、ナイトクラブに分類されるもの及びこれに関連するものを除く。)
 - 十四 N―生活関連サービス業、娯楽業に分類される産業(小分類番号八〇六 遊戯場に分類されるもの及びこれに関連するものを除く。)
 - 十五 O―教育、学習支援業に分類される産業
 - 十六 P―医療、福祉に分類される産業
 - 十七 Q―複合サービス事業に分類される産業
 - 十八 R―サービス業(他に分類されないもの)に分類される産業
- 第四条を削る。
- 第五条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四条とする。
- 附則
この規程は、平成二十一年三月二十七日から施行する。

山口県告示第百三十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年三月二十七日から同年四月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 南陽化成株式会社
 住 所 東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 南陽化成株式会社
 所在地 周南市開成町四五三〇番地
- 三 特定施設に関する事項

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 予 定 日 年 月 日	工 事 完 成 予 定 日 年 月 日	使 用 開 始 予 定 日 年 月 日
四六一二	五七	平成二一、 五、一四	平成二一、 五、三〇	平成二一、 六、六
				間 隔 時 間 連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
四六一二	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	二	七	五七
	五、一	七	五七
	七	二	
	二	四	
	三	三	
	〇・〇三	〇・〇三	
	〇・〇三	〇・〇三	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	五七	五七	五七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水		水の		汚染		状態		の値		排水の一日当たりの量 (m ³)			
	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最				
七	水素イオン濃度 (水素指数)	八・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	一	浮遊物質 (mg/l)	二	鉍油類 (mg/l)	四	窒素 (mg/l)	〇・七	リン (mg/l)	〇・〇一	一六八	一六八

山口県告示第百三十三号

水質汚濁防止法の規定に基づき化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十九年山口県告示第百三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

別表中「第五条の二」を「第六条」に改める。

山口県告示第百三十四号

水質汚濁防止法の規定に基づき窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十九年山口県告示第百三十八号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

別表中「第五条の二」を「第六条」に改める。

山口県告示第百三十五号

水質汚濁防止法の規定に基づきりん含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十九年山口県告示第百三十九号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

別表中「第五条の二」を「第六条」に改める。

山口県告示第百三十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 牛のブルセラ病検査

(一) 目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

(五) 急速凝集反応法

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

検査の方法

急速凝集反応法

二 牛の結核病検査

(一) 目的

牛の結核病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの

4 受精卵の採取の用に供する雌牛

5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法

三 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があるものと認めるもの

3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

酵素免疫測定法(エライザ法)

四 (伝達性海綿状脳症検査)

(一) 目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域(萩市見島を除く。)

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体

2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)

2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査

五 馬伝染性貧血検査

(一) 目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

馬の全部(平成十七年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査

六 豚コレラ検査

(一) 目的

豚コレラの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が検査の必要があるものと認める豚

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

酵素免疫測定法(エライザ法)

七 豚のオースキー病検査

- (一) 目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
対象となる豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - 1 飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - 2 繁殖の用に供する豚
 - 3 繁殖の用に供し、又は肥育する目的で県外から移入した豚(清浄段階の地域(その地域内で飼育しているいずれの豚等(豚及びいのししをいう。以下同じ。)に対してもオーエスキー病の予防注射を実施しておらず、かつ、その地域内において豚等を飼育している全ての農場において毎年二回以上B検査(オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、二十二頭以下である場合にあつてはその全部を、二十三頭以上四十九頭以下である場合にあつては二十二頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては二十六頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては二十七頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては二十八頭を、千頭以上である場合にあつては二十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。)を実施し、又は毎年一回以上C検査(オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、三十五頭以下である場合にあつてはその全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合にあつては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては四十五頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては五十一頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては五十八頭を、千頭以上である場合にあつては五十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。)を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一年以上確認されていない地域をいう。)から移入したもの又はC検査を実施し、その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認されていない農場から移入したものを除く。)
 - (四) 期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
ラテックス凝集反応法
- 八 鶏の高病原性鳥インフルエンザ
- (一) 目的
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

- (一) 区域
山口県全域
 - (二) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - (三) 期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
 - (四) 検査の方法
血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)
 - (五) 検査の方法
家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査
 - (一) 目的
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
 - (四) 期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
急速凝集反応法
- 十 腐蛆病検査
- (一) 目的
腐蛆病の発生を予防するため
 - (二) 区域
山口県全域
 - (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 みつばちの全部
 - 2 転飼しようとするみつばち
 - (四) 期日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
 - (五) 検査の方法
肉眼検査

山口県告示第百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

五 牛の炭疽^ろ予防注射

(一) 目的

牛の炭疽^ろの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下一回注射

六 豚の流行性脳炎予防注射

(一) 目的

豚の流行性脳炎の発生を予防するため

による。
 二 変更に係る指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇部市経済部農林水産課、萩市農林水産部林政課、美祢市建設経済部農林課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

路線名	終起点
牛野谷尾津線	岩国市牛野谷町一丁目 岩国市尾津町二丁目

山口県告示第四百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立青嶺高等学校本館新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 山口県立青嶺高等学校本館新築工事

- (一) 工事場所 美祢市大嶺町東分字山田地内
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	地上四階建	三、八二二平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十一年三月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成二十一年四月十五日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年五月一日までに発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三―九三三―一三八三〇)にすること。

山口県告示第四百二十二号

建築主事の所管区域等に関する告示(平成二十年山口県告示第三百五号)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

表下欄中「及び岩国市」を、「岩国市及び長門市」に改める。



(一〇三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量
税務電算システム用機器 一式
(二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間
平成二十一年七月一日から平成二十六年六月三十日までの間
(四) 使用場所
山口県地域振興部情報企画課電子計算機室及び山口県総務部税務課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百七十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百七十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十一年三月二十七日から同年五月八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十六年四月一日から平成二十一年三月二十七日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

- 四 山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課
入札説明書及び仕様書の交付
山口県総務部税務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県総務部税務課
- (三) 受領期限
平成二十一年五月七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年五月八日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室
- (二) 日時
平成二十一年五月八日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)(第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十一年四月十五日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十一年四月二十二日までに発送する。
- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書
- 3 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面
- (五) 契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三一九三三―二九三)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of taxation computer system machinery
- (3) Use term: From July 1, 2009 to June 30, 2014
- (4) Use place: Computer Office, Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department and Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2293)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., May 7, 2009 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., May 8, 2009)
- (一〇四) 一般競争入札の実施
次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年三月二十七日
山口県知事 二井 閑成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

(二) 人事給与福利厚生システム用機器 一式

(三) 物品の特質等

(四) 入札説明書及び仕様書による。

(五) 使用期間

(六) 平成二十一年七月二十四日から平成二十六年七月二十三日までの間

(七) 使用場所

(八) 山口県地域振興部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十一年三月二十七日から同年五月十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十八年四月一日から平成二十一年三月二十七日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む

む。(一)にに掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県地域振興部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十一年五月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年五月十二日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十一年五月十二日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十一年四月十五日午後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十一年四月二十七日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県地域振興部情報企画課(電話〇八三一九三三一一二六七八)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment for a system of personnel affairs, salaries and welfare programs

(3) Use term: From July 24, 2009 to July 23, 2014

(4) Use place: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2678)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., May 11, 2009 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., May 12, 2009)

(二〇五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防衛省中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び用地測量)

二 作業の地域

萩市見島

三 作業の期間

平成二十年十一月十日から平成二十一年二月二十四日まで



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

漁業法第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定による指示に関する告示(平成二十年山口県内水面漁場管理委員会告示第二号)及び漁業法第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定による指示に関する告示(平成二十年山口県内水面漁場管理委員会告示第三号)は、平成二十一年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十一年三月二十七日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 高石 敏男

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい(まじい及びにしきこいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 榎野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十一年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 一時金の要求に関する件

(三) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十一年三月二十八日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

四 全職場概要

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事するあらゆる形の争議行為を実施する。